

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年9月26日（平成30年（行個）諮問第164号）

答申日：平成30年12月25日（平成30年度（行個）答申第162号）

事件名：本人からの相談に係る労働相談票等の不開示決定（不存在）に関する
件

答 申 書

第1 審査会の結論

「本人が平成28年特定月頃に、ハラスメントの件で特定相談コーナーに相談した際の労働相談票又は相談記録。（事業場名：特定事業場 事業場住所：特定住所）」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、東京労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成30年6月19日付け東労発総個開第30-330号により行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである。

2018年6月19日付け「保有個人情報の開示をしない旨の決定」について、不服申立てをしたく審査請求お願いの申請をさせていただきます。特定事業場とハラスメントの裁判をひかえ、どうしても必要な書類となる「特定相談コーナーの相談表」の開示をお願いいたします。

2016年特定月日ごろ（50代ぐらいの男性のご担当者にご担当者様より日付入りの名刺をいただきましたにもかかわらず、申し訳ございませんが、紛失してしまいました）に特定相談コーナーにてハラスメント（一人職場で隔離され放置、著しく仕事を減らされた）の相談をし、会社に規則上での規定によりそのような状況におかれているかを上司に確認することを提案され、その後納得できなければ再度相談を続けることになっておりました。相談に行ったことを上司に伝えたところ、9月より他部署に異動することによって改善されたと考えたものの、2016年9月異動により再度著しく仕事を減らされまったくなにも仕事をさせてもらえない状況に陥り放置されることにより、それまで軽くわづらっていた特定疾病が悪化し、特定症状と

診断されるに至りました。本件は特定事業場にはびこるパワハラ、セクハラに一石を投じる裁判になることと思われまので、なにとぞご理解いただきまして、仮に、私、審査請求人の名前がないとしても（名前を聞かれることもなく、記録に残しておくことは不要であったかと記憶しております。→今後の改善点かと思われまます）担当の方が相談記録の事業所名に特定事業場と記述されたことは記憶しておりますので、事業所名を根拠に相談表を開示していただけますよう伏してお願い申し上げます。たいへん大切な裁判の証拠となりますので、なにとぞよろしくお願いいたしませう。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、平成30年6月8日付けで処分庁に対して、法12条1項の規定に基づき、本件対象保有個人情報に係る開示請求を行った。
- (2) これに対して、処分庁が、本件請求に対しては、審査請求人に係る対象保有個人情報であると特定できる個人情報を保有していないため、原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、平成30年6月27日付け（同月28日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、法18条2項の規定に基づき不開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報の特定について

本件対象保有個人情報は、審査請求人が行った労働相談の記録である（以下「労働相談票」という。）。

労働相談票とは、都道府県労働局及び労働基準監督署等において労働相談を受けた際にその内容等を記録するために作成される文書である。

一般に、労働相談票には、受付年月日の他、相談者氏名（匿名も可）、住所、事業場（所）名、相談内容が聴取できた範囲で記録され、併せて担当者の当該事案の処理方法に関する意見等も記録される。

(2) 本件対象保有個人情報の保有について

本件審査請求を受けて、審査請求人に関する労働相談票の保有の有無について、諮問庁として処分庁へ確認したところ、審査請求人の主張する特定月に、審査請求人が主張する特定事業場について、審査請求人の主張する特定事業場名が記録された労働相談票は存在するが、当該労働相談票の相談者氏名は匿名となっており、記載されていないこと、また、他に審査請求人の名前が記録された労働相談票を保有していることは確認出来なかったことから、審査請求人のものであると特定できる労働相談票は保有していないとのことであった。

したがって、審査請求人に係る対象保有個人情報であると特定できる

個人情報保有していないとして不開示とした原処分は諮問庁としては是認できる。

(3) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求の理由として、審査請求書の中で「2016年特定月ごろ・・・(略)に特定相談コーナーにてハラスメントの相談をし、」と主張しているが、審査請求人に係る対象保有個人情報であると特定できる個人情報を保有していないことは上記(2)のとおりである。

また、審査請求人は、その審査請求書の中で「仮に、私、審査請求人の名前がないとしても(名前を聞かれることもなく、記録に残しておくことは不要であったかと記憶しています・・・(略))担当の方が相談記録の事業所名に特定事業場と記述されたことは記憶しておりますので、事業所名を根拠に相談票を開示していただけますよう伏してお願い申し上げます。」と主張しているところ、都道府県労働局及び労働基準監督署等において行う労働相談は匿名で行うことも可能となっており、日々多数寄せられる相談等について、相談者の氏名まで確認するか否か、また、確認できた氏名を労働相談票に記録するか否かは、相談の内容やその時の状況に応じて担当者が判断するものであり、必ずしも全ての労働相談票について相談者の氏名が記録されるというわけではない。

したがって、審査請求人に係る相談票が特定出来ず、審査請求人に係る対象保有個人情報であると特定できる個人情報を保有していないとする処分庁の説明は、不自然・不合理ではない。

さらに、審査請求人の主張する特定事業場名が記載されている匿名の労働相談票は存在するものの、他の相談者のものである可能性も否定できないことから、当該労働相談票を審査請求人に対して、審査請求人に係る対象保有個人情報であるとして開示することは適当ではないと考える。

4 結論

以上のとおり、原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|---------------|
| ① | 平成30年9月26日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同月11月29日 | 審議 |
| ④ | 同年12月20日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報とは、「本人が平成28年特定月頃に、ハラスメントの件で特定相談コーナーに相談した際の労働相談票又は相談記録。（事業場名：特定事業場 事業場住所：特定住所）」に記録された保有個人情報である。処分庁は、本件対象保有個人情報を保有していないとして不開示とする原処分を行い、諮問庁も原処分は妥当としているので、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

(1) 諮問庁は、本件対象保有個人情報の保有の有無について、理由説明書（上記第3の3（2）及び（3））において、以下の旨を説明する。

ア 処分庁へ確認したところ、審査請求人の主張する特定月に、特定事業場名が記録された労働相談票は存在するが、当該労働相談票の相談者氏名は匿名となっており、また、他に審査請求人の名前が記録された労働相談票を保有していることは確認出来なかったことから、審査請求人のものであると特定できる労働相談票は保有していないとのことであった。

イ また、審査請求人は、審査請求書で「仮に、私の名前がないとしても（名前を聞かれることもなく、記録に残しておくことは不要であったかと記憶しています）、担当の方が相談記録の事業所名に特定事業場と記述されたことは記憶しておりますので、事業所名を根拠に相談票を開示していただけますよう伏してお願い申し上げます。」と主張しているところ、都道府県労働局及び労働基準監督署等において行う労働相談は匿名で行うことも可能となっており、日々多数寄せられる相談等について、相談者の氏名まで確認するか否か、また、確認できた氏名を労働相談票に記録するか否かは、相談の内容やその時の状況に応じて担当者が判断するものであり、必ずしも全ての労働相談票について相談者の氏名が記録されるというわけではない。

ウ さらに、審査請求人の主張する特定事業場名が記載されている匿名の労働相談票は存在するものの、他の相談者のものである可能性も否定できないことから、当該労働相談票を審査請求人に対して、審査請求人に係る保有個人情報であるとして開示することは適当ではないと考える。

エ したがって、審査請求人に係る相談票が特定出来ず、審査請求人に係る保有個人情報であると特定できる個人情報を保有していないとする処分庁の説明は、不自然・不合理ではない。

(2) 東京労働局において本件対象保有個人情報を保有していないとする上記（1）の諮問庁の説明は、不自然、不合理であるとは認められず、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、東京労働局において本件対象保有個人情報を保有してい

ないとする諮問庁の説明は是認せざるを得ない。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、東京労働局において本件対象保有個人情報を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子